

住居確保給付金について

離職や休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3か月、最大9か月、家賃相当額（上限あり）を自治体から家主さんに支給する制度です。

1. 支給要件

「離職又は自営業を廃業した方」又は「やむを得ない休業等により、収入が減少した方」で、支給要件が異なります。

離職又は自営業を廃業した方	やむを得ない休業等により、収入が減少した方
【要件1】 申請日が、離職又は廃業の日から <u>2年以内</u> であること。 （疾病、負傷、育児等、県が認める場合には、事情により最長4年）	【要件1】 会社が休業になった、取引がキャンセルになったなど、収入を得る機会が <u>自身の都合によらない理由で減少</u> したこと
【要件2】 離職等の日において、申請者が世帯の主たる生計維持者であること。	【要件2】 申請日の属する月において、申請者が世帯の主たる生計維持者であること。
【要件3（共通）】 次のすべてに該当すること。 - 申請した月において、世帯全体の収入の合計額が、『基準額』（※1）と家賃額（上限あり）（※2）の合計（収入基準額）以下であること。 - 申請日における、世帯全体の金融資産の合計額が、『金融資産基準額』（※1）以下であること。 - 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。（自営業者で経営相談を行う場合を除く。） - 住居の確保を目的とした類似の給付等を申請者が受けていないこと（世帯員含む）。 - 申請者及び申請者と同じ世帯に属する者のいずれもが暴力団員ではないこと。 ※1 「基準額表」参照。 ※2 家賃額とは、<u>管理費や共益費等を除いた家賃分のみ</u>の金額です。	

（※1）基準額表

葉山町

世帯人数	基準額	収入基準額	金融資産基準額
1人	92,000円	左記＋家賃額（41,000円が上限）	552,000円
2人	139,000円	左記＋家賃額（49,000円が上限）	834,000円
3人	172,000円	左記＋家賃額（53,000円が上限）	1,000,000円
4人	214,000円	左記＋家賃額（53,000円が上限）	1,000,000円

寒川町、大磯町、二宮町

世帯人数	基準額	収入基準額	金融資産基準額
1 人	90,000 円	左記+家賃額（41,000 円が上限）	540,000 円
2 人	132,000 円	左記+家賃額（49,000 円が上限）	792,000 円
3 人	159,000 円	左記+家賃額（53,000 円が上限）	954,000 円
4 人	197,000 円	左記+家賃額（53,000 円が上限）	1,000,000 円

愛川町、清川村

世帯人数	基準額	収入基準額	金融資産基準額
1 人	86,000 円	左記+家賃額（41,000 円が上限）	516,000 円
2 人	124,000 円	左記+家賃額（49,000 円が上限）	744,000 円
3 人	147,000 円	左記+家賃額（53,000 円が上限）	882,000 円
4 人	176,000 円	左記+家賃額（53,000 円が上限）	1,000,000 円

※世帯人数が5人以上の場合は、お問い合わせください。

収入基準の対象となる収入について

(ア) 算定する収入の期間

- ・申請日の属する月の収入で判断する。

※収入額が確定していない場合は、直近3カ月の収入の平均額でも可能です。

(イ) 算定する収入の範囲等

a 就労等収入

給与収入の場合：**総支給額**（社会保険料等天引き前の額（**交通費支給額は含めない**））

自営業の場合：**事業収入**（経費を差し引いた控除後の額）

b 定期的な給付

定期的に支給される雇用保険の失業等給付、公的年金、親族等からの継続的な仕送り。

なお、児童扶養手当等各種手当、貸与型・給付型奨学金等の特定の目的のために支給される手当・給付、各種保険金の受取については収入として算定しない。

c 借入金等や一時的な収入の取扱い

借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるものは収入として算定しない。

(ウ) 収入に変動がある場合の取扱い

a 就労等収入

毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近3か月間の収入額の平均に基づき推計する。

b 定期的な給付等

複数の月に係る金額が一括で支給されるものについては、月額で算定する。

2. 支給額

(1) 申請月の世帯収入額が基準額以下の場合

支給額（※3）＝賃貸借契約書の家賃額

(2) 申請月の世帯収入額が基準額を超える場合

支給額（※3）＝基準額＋賃貸借契約書の家賃額－世帯収入額

（※3）支給額は生活保護法に基づく住宅扶助の限度額が上限となります。（以下の表のとおり）

世帯人数	支給額の上限
1 人	41,000 円
2 人	49,000 円
3 人	53,000 円
4 人	53,000 円

※世帯人数が5人以上の場合は、お問い合わせください。

3. 支給期間

支給期間は、原則 3 か月間です。

なお、誠実かつ熱心に求職活動を行っているなどの、一定の要件を満たす場合には、3 か月間ずつ 2 回まで（最長 9 か月間）延長することができます。（別途申請が必要です）

4. 支給方法

県から住宅の貸主（大家）の口座へ直接振り込みます。

5. 【受給中の要件】求職活動と報告について

住居確保給付金受給中は、自立相談支援機関の就労支援やハローワークの利用等により、**常用就職**に向けた次の活動が必要になります。

(1) 離職又は自営業の廃業、休業等（就労を目指す方）による申請の場合

1. 申請時の公共職業安定所等（以下「ハローワーク等」という。）への求職申込
2. 常用就職を目指す就職活動を行うこと
3. 月に 4 回以上の自立相談支援機関との面談等を行うこと
4. 月に 2 回のハローワーク等における職業相談等を受けること
5. 週に 1 回以上の企業等への応募・面接の実施を行うこと

(2) 休業等（自営業者で経営相談を行うことが適当の方）による申請の場合

1. 自立相談支援機関での相談（月 4 回以上）
2. 経営相談先での経営相談（月 1 回以上）
3. 経営相談先の助言等のもと、「自立に向けた活動計画」を作成して、月に 1 回以上の当該計画に基づく取組を行うこと。

6. 支給中止について

次に該当する場合、支給を中止します。

- 月に4回以上の自立相談支援機関との面談等をしない、毎月2回以上のハローワーク等での職業相談に行かない等、受給中の義務を怠る場合
- 受給中に、就労等により得られた収入が収入基準額（基準額に家賃額を加算した額）を超えた場合
※その収入が得られた月の家賃相当分から支給を中止する。
- 住宅を退去した場合
※退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止する。（支給後に、当該事実を確認した場合は、確認後、速やかに支給を中止する。）
- 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合
※既に支給した給付金について返還を求めるとともに、以降の住居確保給付金の支給を中止する。
- 受給者及び受給者同一の世帯に属する方が暴力団員と判明した場合、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合
- 受給者が生活保護費を受給した場合
- 受給者の死亡等、支給することができない事情が生じたときは、支給を中止する。

7. 申請書類送付先・ほっとステーション横浜（自立相談支援機関）について

ほっとステーション(自立相談支援機関)は、生活のお困りごとについて相談を受け付けている窓口です。

＜相談受付時間＞ 平日 9時から17時 （土・日・祝祭日・年末年始は休み）

葉山町、愛川町、清川村
寒川町、大磯町、二宮町 にお住まいの方

【申請・お問合せ先】

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
ほっとステーション横浜

〒221-0825

横浜市神奈川区反町 3-17-2

電話 045-311-8874

ファクシ 045-314-3472

メール kon@knsyk.jp